

小作争議調査表

No. 134

(月報番號 第一六八號)

(昭和九年一月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	要 求 項 目	經 過
遠賀郡遠賀村 大字廣渡	地主 高崎 耕作 外 四 五 名 小作人 十二名	小作人 十二名	早天、風、冷害等による減収と原因に小作人側は小作料七割減と要求した。 地主は三割減は認めざるを得ず。要求行りしに拒絶す。	小作料 七割減要求	双方主張を固持し纏着。農令執行等親の斡旋に努力した。結果在りきり 地主側は三割減を主張し、小作人側は五割減を主張するに至り、 地主側は一人大目イノコは白田三町、小作人側は計十九日減停の申請を 十一月二十四日、十二月一日の二回、百有日減停を農令執行の法系に記案件として解決す。 他の関係地主も本減停に依り解決案件に依り全中、解決す。
終 熄	昭 和 九 年 十 一 月 十 五 日	昭 和 九 年 十 二 月 一 日	關係地 田百四町四反	關係團體 小作人 十二名	

備 考	結 果
	前小作人より三十条、現小作人三名より三十条、計六十条を以て不継小作を 清算し地主は立見を押し、解除、尙小作人、耕作を承認す。